#### (専門的知見の活用)

第14条 議会は、法第100条の2に規定する学識経験を有する者等による、議案の審査 又は本市の事務に関する調査のために必要な専門的事項に係る調査を活用して、そ の結果を討議に反映させるよう努めるものとする。

### (委員会の活動)

- 第15条 委員会は、審査、調査等に当たり、資料等を積極的に市民に公開し、分かりやすい議論を行うよう努めなければならない。
- 2 常任委員会は,所管事務調査を積極的に行い,市長等の行政運営に関する監視・評価及び政策提言に反映させるよう努めるものとする。

#### (公聴会等)

第16条 委員会は、法第109条第5項に規定する公聴会の制度及び同条第6項に規定する参考人の制度を活用して、市民及び有識者の専門的又は政策的識見を討議に反映させるよう努めるものとする。

### (請願趣旨の聴取)

第17条 委員会は,請願の審査に当たって,請願趣旨を十分に理解するために,紹介議員又は請願者からの意見聴取の機会を設けることができる。

# (議会広報広聴の充実)

第18条 議会は,議会活動に関し市民との情報共有を図るとともに,市民の意見を把握するため,その効果的な手法を協議する広報広聴会議を設置する。

# (政策の立案及び提言)

第19条 議会は、条例の制定、議案の修正、決議等を通じて、市長等に対し、積極的に政策の立案及び提言を行うものとする。

## (調査機関の設置)

第20条 議会は,議会活動及び政策の重要案件に関する調査のため必要があると認めるときは,議決により,学識経験を有する者等で構成する調査機関を設置することができる。

## (議会図書室)

第21条 議会は,議員の調査研究に資するため議会図書室を設置しその充実に努めるものとする。